

令和 7 年度鈴鹿市コミュニティバス広告掲載募集要領

1 趣旨

本市では自主財源の確保を目的に、コミュニティバスの停留所、時刻表、車両への広告掲載の募集を行います。広告で得られた収入はコミュニティバス運行及び時刻表発行の財源として使用します。

2 掲載個所、規格、掲載料及び募集枠数

募集媒体		掲載料（年間）	募集枠数
バス停留所	サブタイトル（※1）	150,000 円 （一部、120,000 円）	各バス停に 1
バス時刻表 （※2）	鈴鹿市内公共交通時刻表	50,000 円から 300,000 円まで	25
バス車両 （※3）	車内・側面窓上部壁面	15,000 円	30
	車内・後部左側車窓ガラス面	20,000 円	16
	車体後部	86,000 円	8
	車体背面及び両側面における車両ラッピング	600,000 円	8
	車体左側面における車両ラッピング	250,000 円	
	車体右側面における車両ラッピング	200,000 円	
	車体背面における車両ラッピング	150,000 円	

※1 バス停留所のサブタイトルは、停留所への掲載のほか、車内音声案内やバス時刻表とも連携して広告します。一部、サブタイトルを付与できないバス停がありますので、詳しくはお問合せください。

※2 バス時刻表の掲載料・募集枠数の詳細は「令和 7 年度版 鈴鹿市内公共交通時刻表 広告募集案内」をご確認ください。

※3 本市のコミュニティバス（C-BUS）は、8 台の車両で運行を行っており、令和 6 年 9 月 30 日時点の広告実績を踏まえて、募集枠数を算出していますので変更となる場合があります。また、掲載料（年間）には、広告デザイン費用やラッピングステッカー等の製作費用（イニシャルコスト）は含んでいません。

3 掲載期間

令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

4 応募方法及び選定方法

（1）応募方法

鈴鹿市広告掲載申込書（鈴鹿市広告掲載要綱第 1 号様式）に必要な書類（広告掲載希望デザインを紙媒体へ出力したもの）を添えて、令和 6 年 12 月 20 日（金）までに、都市計画課へ郵送、または、直接持ち込みください。

なお、郵送の場合は、当日必着とし、直接持ち込みの場合は、開庁時間の平日 8 時 30 分～17 時 15 分に限り受け付けます。

応募多数の場合は、申し込みの順に優先順位を決定しますが、バス車両の車体広告及びバス停留所のサブタイトルは、継続申込みを優先します。

（2）通知

広告掲載の可否は、鈴鹿市広告掲載決定通知書（鈴鹿市広告掲載要綱第 2 号様式）により申込者に通知します。

（3）その他

応募期限までに募集数に満たない場合は、期限後も引き続き募集を行い、この場合の「3 掲載期間」は、別途協議の上決定します。

5 掲載料の納付

広告掲載の決定を受けた申込者に納入通知書を送付しますので、記載の納入期限までに、鈴鹿市収納代理金融機関【百五銀行、三十三銀行、北伊勢上野信用金庫、東海労働金庫、中京銀行、鈴鹿農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会（三重県内の店舗）】の窓口にて掲載料を納付してください。

広告媒体	納入期限
(1) バス停留所（サブタイトル・車内音声案内含む）	令和 7 年 1 月 31 日
(2) バス時刻表（鈴鹿市内公共交通時刻表）	令和 7 年 1 月 31 日
(3) バス車両（車内・車体）	令和 7 年 3 月 1 日

※掲載期間の途中で広告主の都合により広告掲載を取りやめる場合、払戻しいたしませんのでご注意ください。また、掲載期間前であっても、広告媒体（1）に係る「車内音声案内作成最終校正締切日」、広告媒体（2）に係る「時刻表印刷最終校正締切日以降」の広告掲載の取りやめに係る払戻しはいたしません。

6 その他

本広告掲載の実施については、鈴鹿市契約規則、鈴鹿市広告掲載要綱、鈴鹿市広告掲載基準及び鈴鹿市コミュニティバス広告掲載取扱基準等の関係規則の規定に基づき行います。

また、バス運行時刻及びルートについては、**2024 年度版鈴鹿市内公共交通時刻表**を御覧ください。

【問い合わせ先】

〒513-8701

鈴鹿市神戸一丁目 18 番 18 号

鈴鹿市 都市計画課 地域公共交通政策室

電話 059-382-9024

FAX 059-384-3938

電子メールアドレス toshikekaku@city.suzuka.lg.jp